

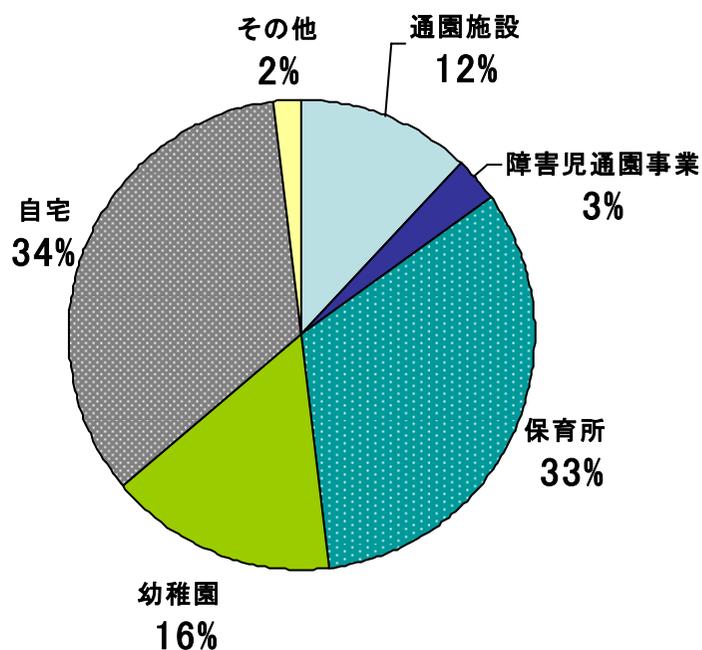
## 2. 就学前の支援策

(参考資料)

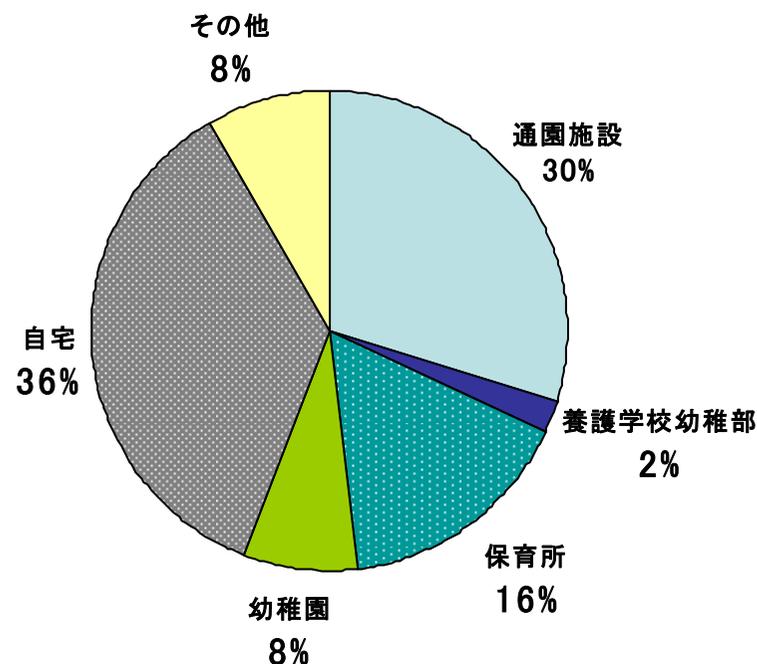
# 在宅障害児(就学前)の日中活動の場の状況

○ 在宅で暮らす障害児(就学前)の日中活動の場をみると、身体障害児については、保育所や幼稚園といった一般施策での受入れが約半数(47%)に及んでいる一方、知的障害児については、通園施設などの特定施策を利用している割合が3割程度(32%)を占めている。

## <身体障害児>



## <知的障害児>

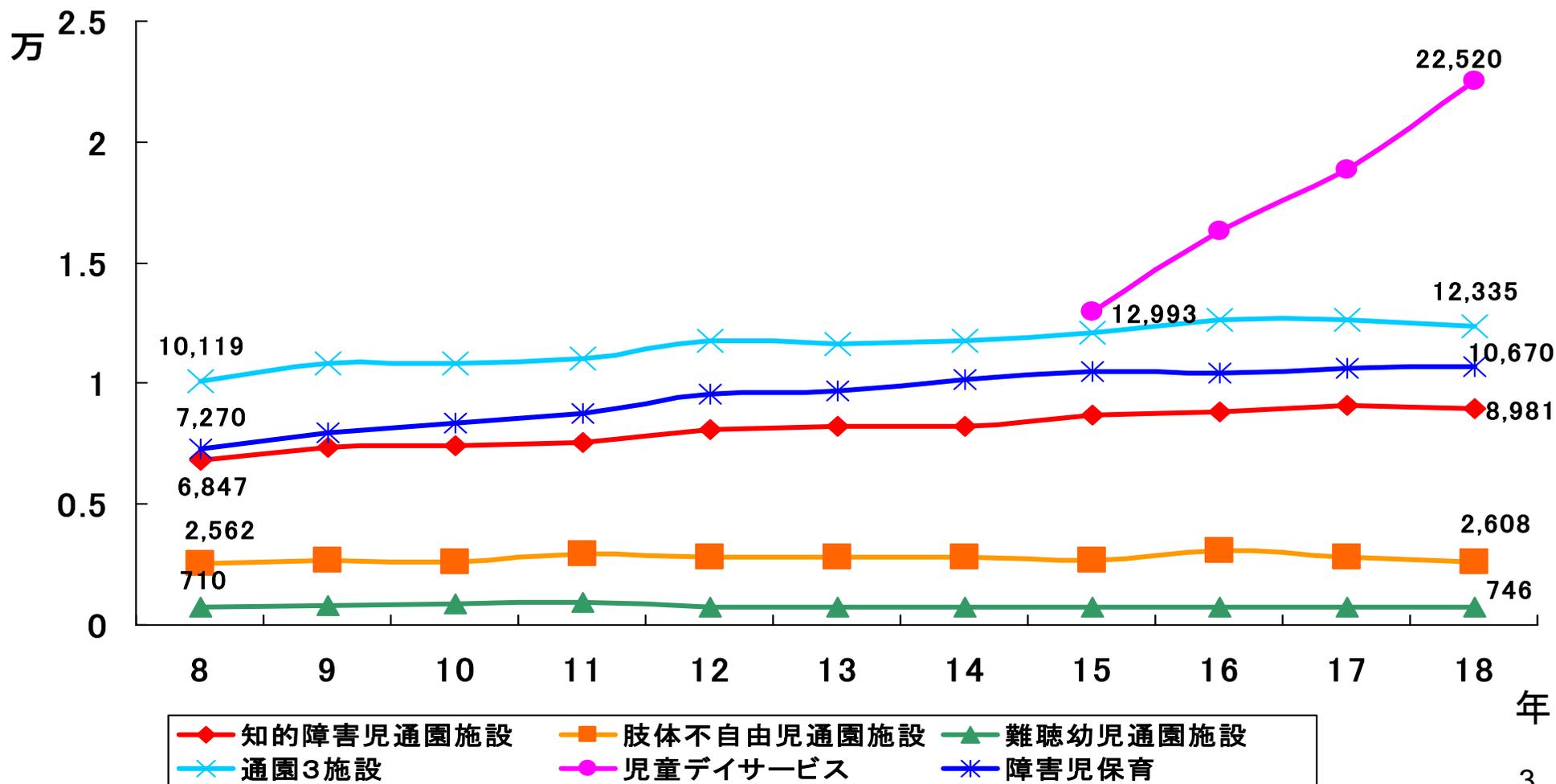


□ 通園施設 ■ 障害児通園事業 ■ 保育所 ■ 幼稚園 ■ 自宅 ■ その他

□ 通園施設 ■ 養護学校幼稚部 ■ 保育所 ■ 幼稚園 ■ 自宅 ■ その他

# 在宅障害児(就学前)が利用する福祉サービスの推移

- 知的障害児通園施設は緩やかに上昇しているものの、身体障害児が利用する通園施設はほぼ横ばいの状態。
- 通園3施設合計の児童数と障害児保育の児童数との差が徐々に縮まっているほか、児童デイサービスの伸びが著しく、身近な地域においてサービスを利用するニーズが大きくなっていると考えられる。



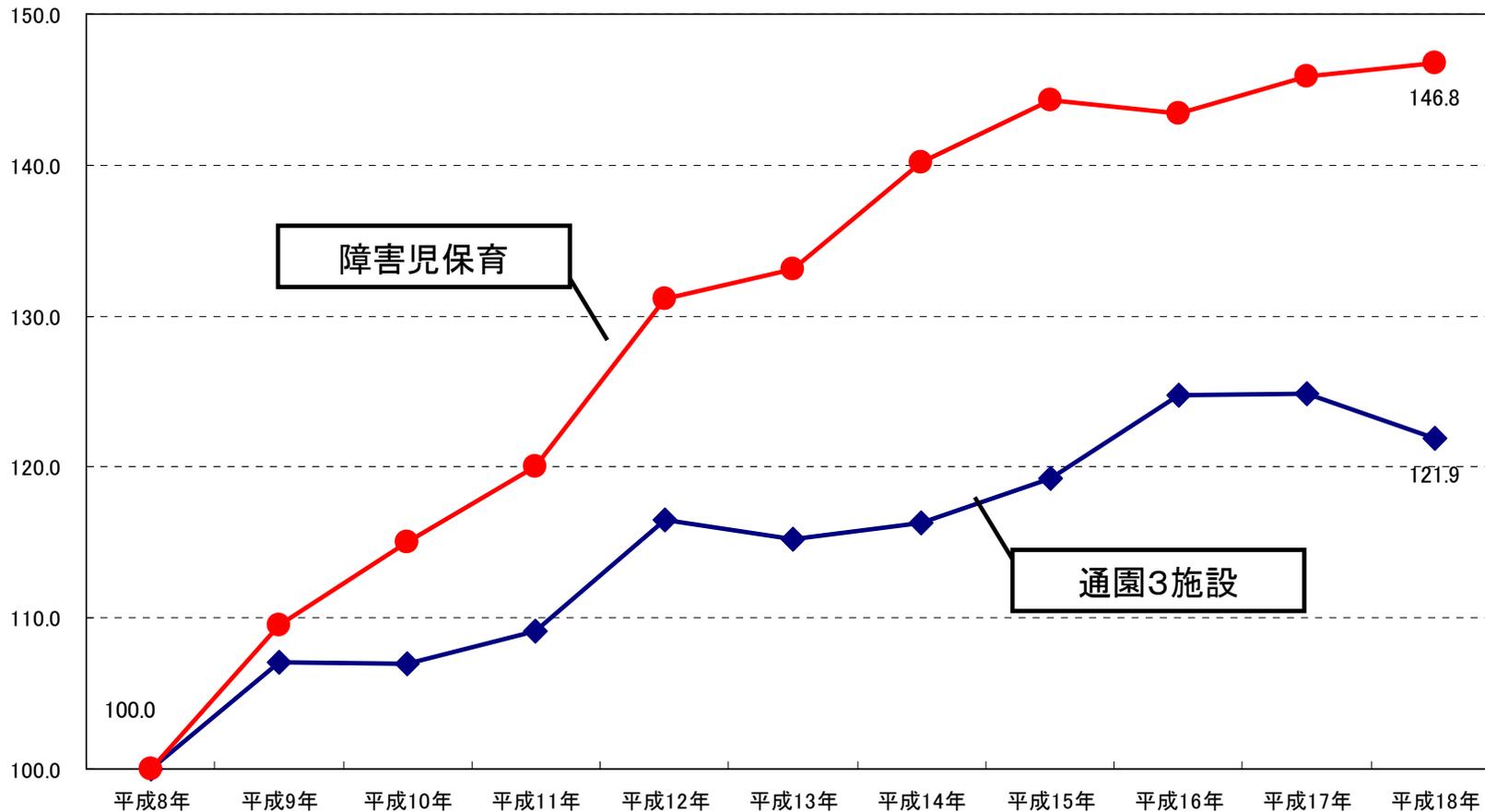
(出典) 社会福祉施設等調査 等

(注) 児童デイサービスは、児童デイサービス利用者数に0~6歳の利用者の割合(約70%;障害児に対するサービスの提供実態に関する調査研究(財団法人こども未来財団))を乗じたもの。

# 在宅障害児(就学前)が利用する福祉サービスの推移

障害児保育の利用者数は通園3施設の約2倍の伸び(過去11年間)

(平成8年=100)



(出典)社会福祉施設等調査等

(注)通園3施設は、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、難聴幼児通園施設。

# 保育所について

## 保育所

日々保護者の委託を受けて、**保育に欠けるその乳児又は幼児**を保育することを目的とする施設

(児童福祉法第39条第1項)

## 対象及び手続き

対象:0歳から就学前の保育に欠ける児童

【利用者】

保育の実施

【認可保育所】 <認可は都道府県等が行う>

- 開所時間等：原則週6日、各日11時間以上
- 児童福祉施設最低基準の遵守**
- 通常保育以外に 延長保育、休日保育、夜間保育等を行う保育所もある。
- 「保育所保育指針」に基づき、児童の発達に応じた保育を提供

希望の保育所の申込  
保育料の支払

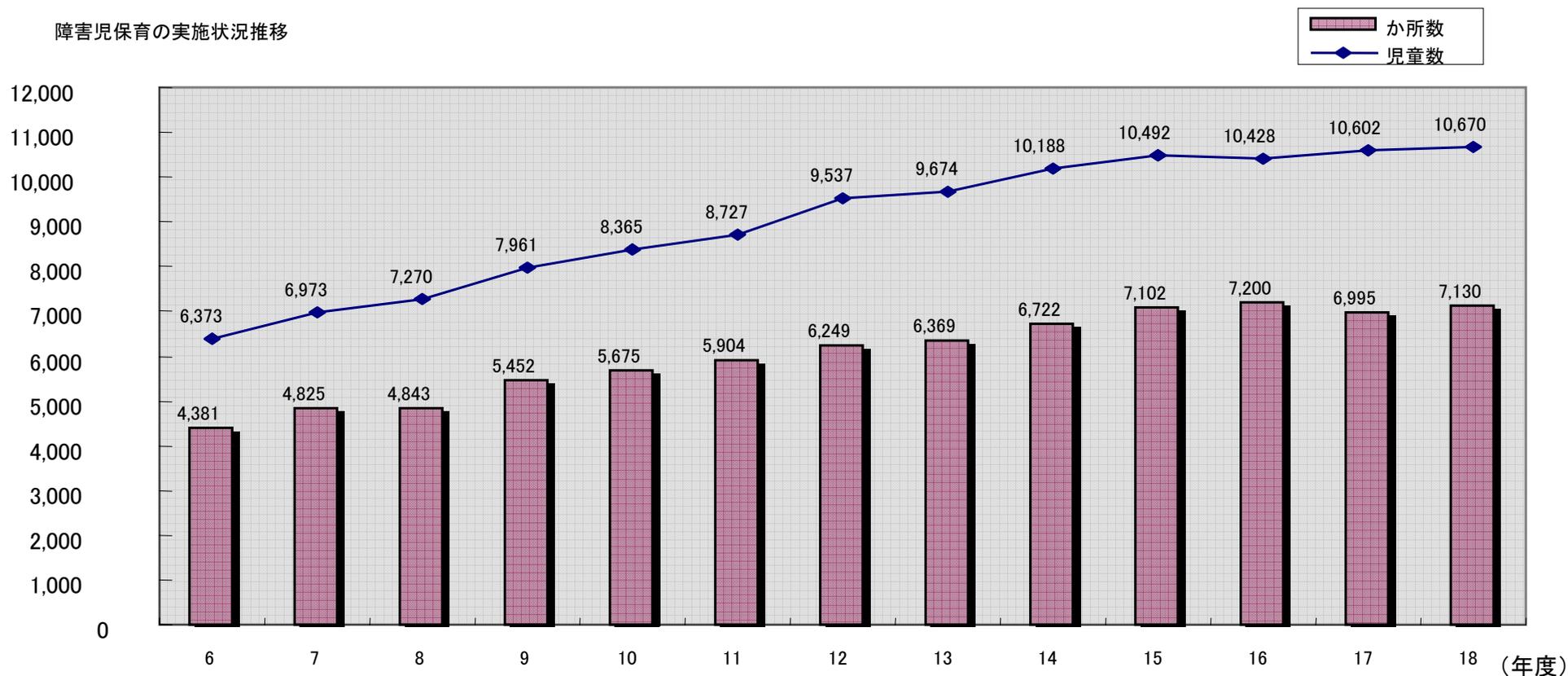
【市町村】 <保育の実施責任あり>

- 「保育に欠ける」という要件の認定を行う。
- 希望が保育所の入所受入れ枠を上回る場合には、公平な方法で選考。

公立で実施又は民間委託  
保育費用(運営費)の支払

# 障害児保育の実施状況について

障害児保育の実施状況推移



※児童数は、特別児童扶養手当支給対象児童数

	実施か所数	全保育所数に占める割合	受入れ児童数(人)	全利用児童数に占める割合
平成17年度	6,995 (-205)	31.0%	10,602 (+174)	0.53%
平成18年度	7,130 (+135)	31.4%	10,670 (+68)	0.53%

※( )は対前年度増減数

※全保育所数、全利用児童数に占める割合の欄は、各年4月1日現在の全保育所数、全利用児童数を使用し、算定。

## 【実施か所数】

平成18年度の障害児保育の実施か所数は7,130か所で、前年から135か所(1.9%)の増。

## 【対象児童数】

平成18年度の障害児保育対象児童数は10,670人で前年から68人(0.6%)の増。

# 障害児保育事業にかかる財政措置について

## 1 旧補助金分

昭和49年度から、障害児(特別児童扶養手当受給児童)の受入児童数に応じて、一定額を補助。  
平成15年度から、三位一体の改革により、一般財源化。

※ 障害児4人に対し保育士1人を加算

## 2 地方財政措置

平成19年度より、「地域における子育ての力の強化」として700億円を計上。

〔内訳として、「障害児保育」、「妊婦健診」等の充実が含まれる。〕  
(総務省に確認済)

※ 平成19年度より対象を障害児と改めた。

# 障害児通園施設等の概要

## ○ 児童福祉法に基づく通所施設

施設類型	根拠法令	施設の性格	施設数	利用者数
知的障害児通園施設	児童福祉法43条 (昭和32年)	知的障害のある児童を日々保護者の元から通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設。	254か所	8,981人
難聴幼児通園施設	児童福祉法43条2 (昭和50年)	ろうあ児施設のうち、強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行う施設。	25か所	746人
肢体不自由児通園施設	児童福祉法43条の3 (昭和38年)	肢体不自由児施設のうち、通所による入所者のみを対象とする施設。	99か所	2,608人

## ○ その他の通所施設

施設類型	根拠法令	事業の性格	施設数	利用者数
児童デイサービス	障害者自立支援法第5条第7項 (昭和47年から補助事業として実施)	日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う事業。	1,092か所	156,080人 (7,432人)

施設類型	根拠法令	事業の性格	施設数	利用者数
重症心身障害児(者)通園事業	予算事業 (平成元年よりモデル事業)	重症心身障害児(者)に対し、日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させ、在宅福祉の増進に資する事業	276か所	—

〈社会福祉施設等調査報告(H18. 10. 1現在)〉

# 障害児通園施設等の概要(基準等)

## ○ 児童福祉法に基づく通所施設

施設類型	実施主体	対象者	職員の職種		設備基準	利用の実態等
知的障害児通園施設	都道府県 指定都市 児相設置市	知的障害のある児童	児童指導員 保育士	嘱託医 栄養士 (調理員)	指導室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、静養室、相談室、調理室、浴室又はシャワー室、便所	利用に当たっては、児童相談所長の意見(判断)が必要  整備に当たっては、整備費の国庫補助がある。
難聴幼児通園施設		強度の難聴(難聴に伴う言語障害を含む)幼児。	児童指導員、保育士 聴能訓練担当職員、 言語機能訓練担当職員		遊戯室、観察室、医務室、聴力検査室、訓練室、相談室、調理室、便所	
肢体不自由児通園施設		肢体不自由児のある児童	診療所として必要な職員、 児童指導員、保育士、看護師、 理学療法士又は作業療法士		診療所として必要な設備、 訓練室、屋外訓練場、相談室、調理室	

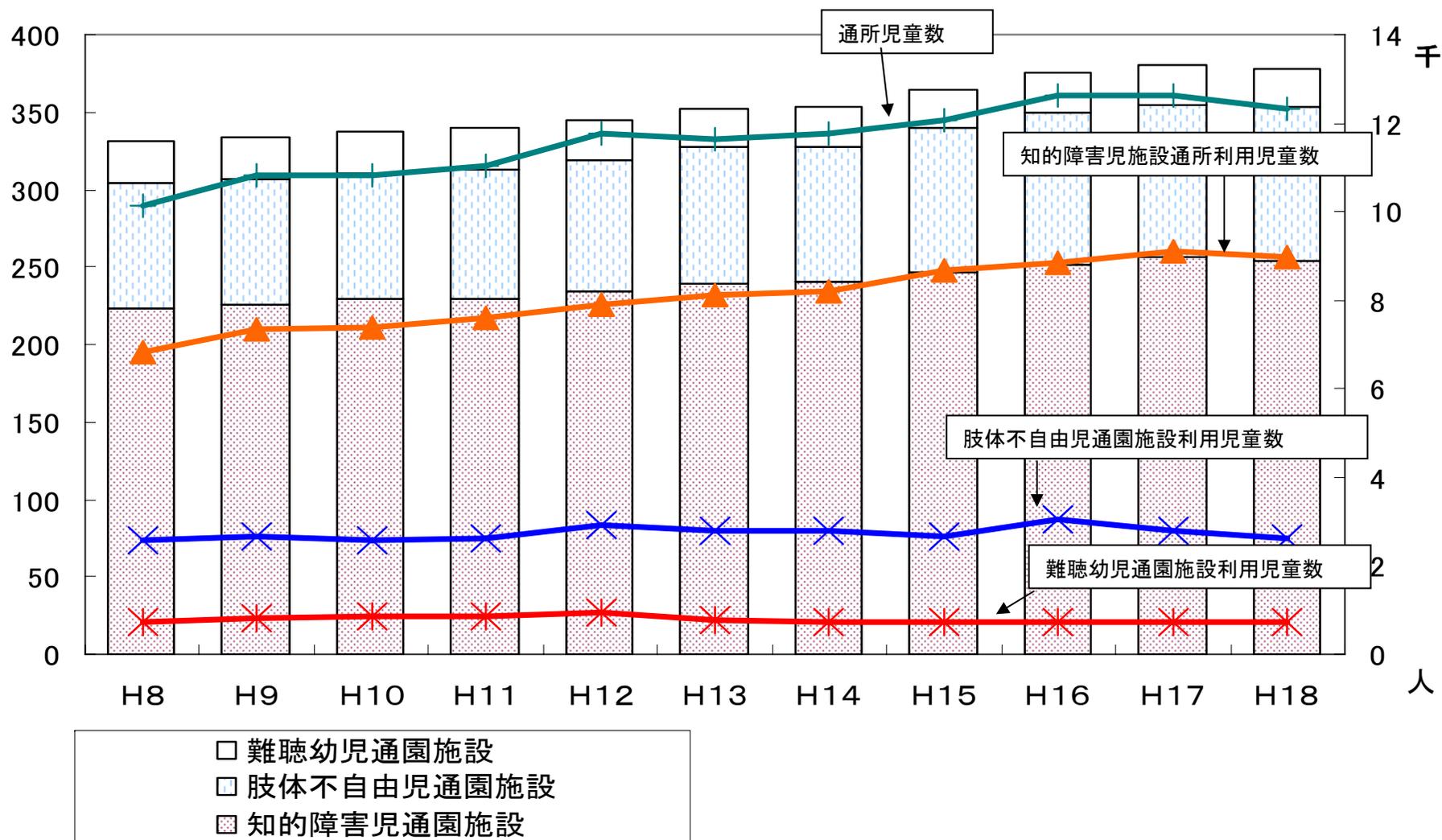
## ○ その他の通所施設

施設類型	実施主体	対象者	職員の職種		設備基準	利用の実態等
児童デイサービス	市町村	障害児(知的・身体・精神) (グレーゾーンも可)	サービス管理責任者 児童指導員又は保育士	管理者	指導訓練室(必要な機械器具等を備えたもの)、サービス提供に必要な設備、備品	利用は実施主体の支給決定による 整備費の補助制度なし。

施設類型	実施主体	対象者	職員の職種		設備基準	利用の実態等
重症心身障害児(者)通園事業	都道府県 指定都市 中核市	重度の知的障害と 重度の肢体不自由が重複している児童	児童指導員又は保育士 理学療法、作業療法、言語療法等を担当する者 医師、看護師	施設長	A型は、訓練室、集会室兼食堂、診察室、静養室、浴室又はシャワー室、便所、調理室 B型は、本体施設の設備を利用	利用は、実施主体の決定(重心の判定があるため、児相に確認しているののではないか。)一部補助有

# 障害児施設の施設数及び利用児童数の推移(通所施設)

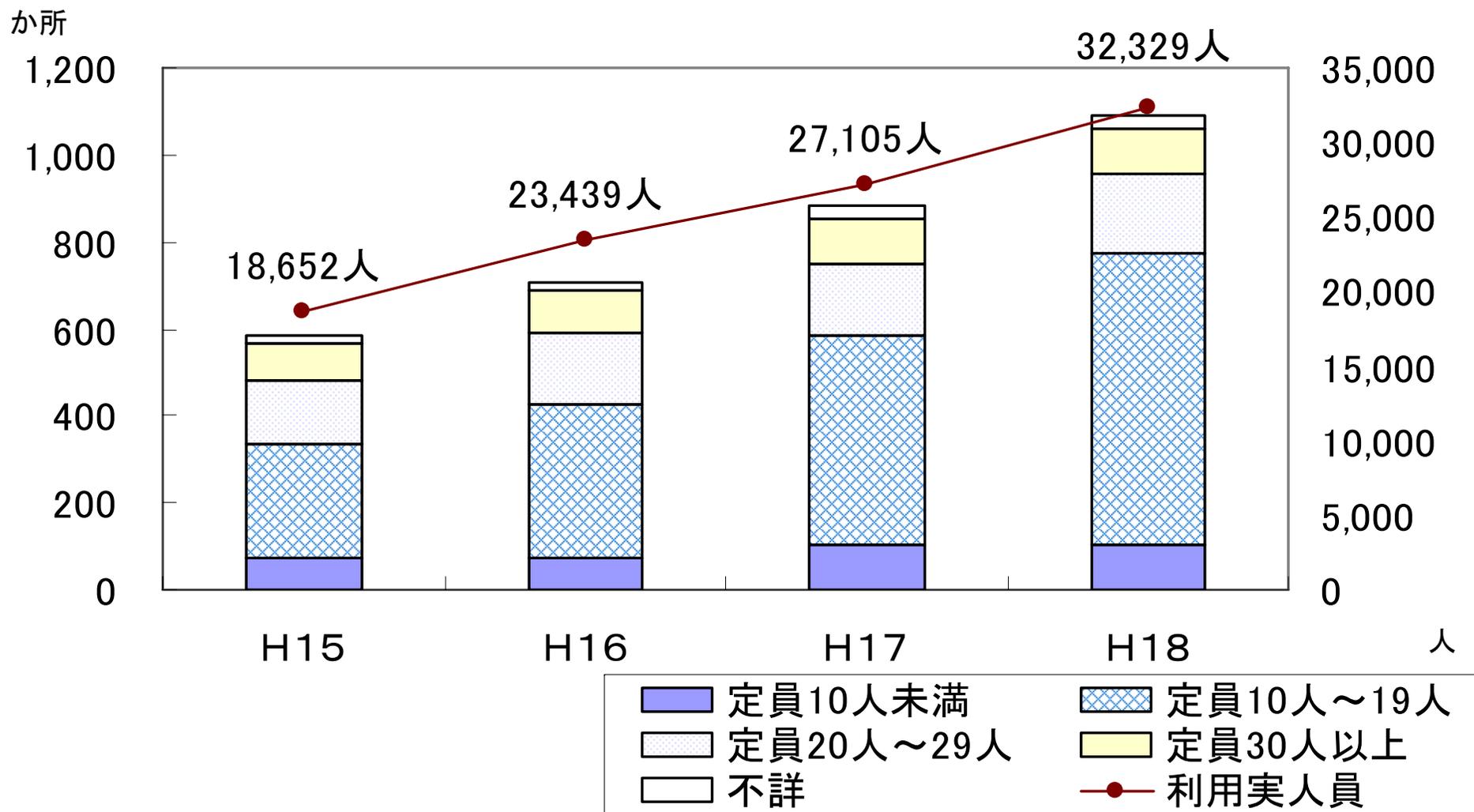
か所



## 障害児施設の利用者の年齢構成について(通所)

	乳幼児 (0歳～6歳)	学齡期・青年 (7歳～17歳)	加齢児 (18歳以上)
知的障害児 通園施設	99.3% (8,921名)	0.6% (55名)	0.06% (5名)
難聴幼児 通 園施設	100% (746名)	0%	0%
肢体不自由児 通園施設	98.0% (2,555名)	1.9% (50名)	0.1% (3名)

# 児童デイサービスの施設数及び利用児童数について



# 児童デイサービス

## 【対象児童】

○ 療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。

※ 市町村は、支給決定の際、当該児童が療育指導を必要とするか否かについて、児童相談所・保健所に意見を求めることが望ましいものとする。

※ 放課後対策、レスパイトを理由とする利用については、地域生活支援事業の「日中一時支援事業」等で対応

## 【事業内容】

- 療育目標を設定した個別プログラムの策定及び評価。
- 指導員等による児童への個別指導を1日に一定時間以上行う。
- 個別プログラムに沿った集団療育を行う。
- 保健、医療、教育も含めた支援システムを構築するため、関係 機関と連携を図る。

## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 指導員又は保育士  
10:2以上

## 【報酬単価】

508単位(1日あたり平均利用人員11~20人)

## 〔経過措置の取扱い〕

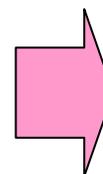
平成18年9月30日において、児童デイサービスを実施している事業者及びその利用者に配慮し、施行後3年間は、事業所として一定の要件を満たすものを指定児童デイサービス事業所とみなす。

## 【対象児童】

- 療育の観点から、集団療育を行う必要が認められる児童(必要に応じ児童相談所・保健所に意見を求める)。

## 【事業内容】

- 指導員等の直接的監視のもとに、複数の児童に対し指導・訓練を行う。(必ずしも、1対1での指導時間を必要としない)。



## 【人員配置】

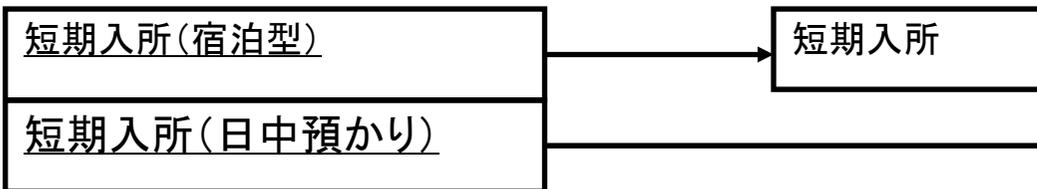
- 指導員又は保育士  
15:2以上

## 【報酬単価】

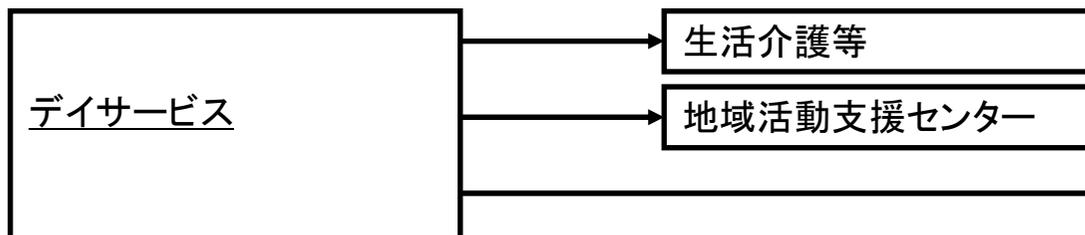
283単位(1日あたり平均利用人員11~20人)

# 日中一時支援事業と児童デイサービス

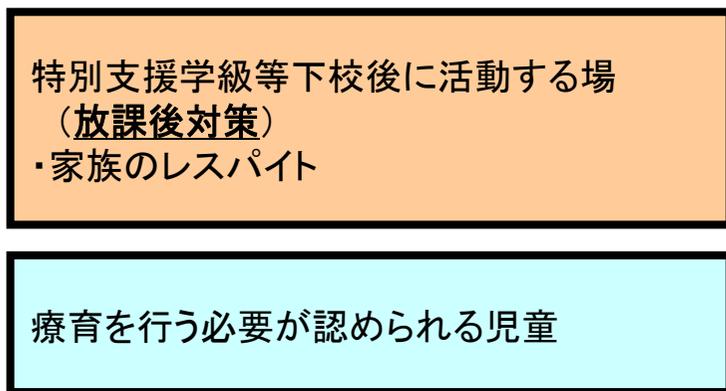
## ○ 知的障害者・障害児のショートステイ(日中預かり)



## ○ 身体障害者・知的障害者のデイサービス



## ○ 児童デイサービス・タイムケア事業



### 日中一時支援事業

・日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。

※ 知的障害者・身体障害者についても利用可。(年齢要件を緩和)

### 児童デイサービス事業

・児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練を行う事業 15

## 地域子育て支援拠点事業

○ 子育て中の親の育児不安に対応するため、地域において子育て親子が気軽に集まり、交流・相談できる拠点を設置（実施主体：市町村（NPO法人、社会福祉法人等への委託も可））

### ひろば型

### センター型

### 児童館型

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進      ②子育て等に関する相談・援助の実施  
③地域の子育て関連情報の提供      ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

常設のつどいの広場を  
開設して実施

出張ひろば(加算)→次年度開設のステップ

地域の子育て力を  
高める取組(加算)  
→学生等ボランティアの  
受入・養成、世代間・異年齢  
児の交流、父親の育児参加  
促進、公民館等地域に  
出向いた支援活動

専任の保育士等を配置して  
園庭や専用スペース、  
地域資源を活用して実施

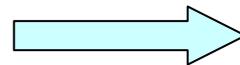
※公民館等地域に出向いた  
地域支援活動の実施が必須

民営の児童館の学齢児が  
来館する前の時間を活用し、  
子育て中の当事者等を  
スタッフとして交えて実施

地域の子育て力を  
高める取組(加算)  
→学生等ボランティアの  
受入・養成

平成16年度 2,936カ所

(地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業)



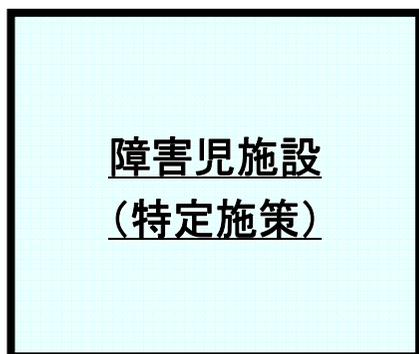
平成19年度 4,409カ所

※H19.10月下旬時点の実施カ所数(見込みも含む)  
19年度交付決定ベース

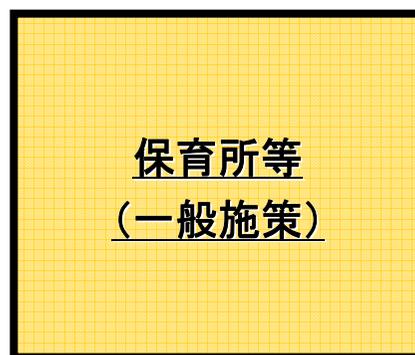
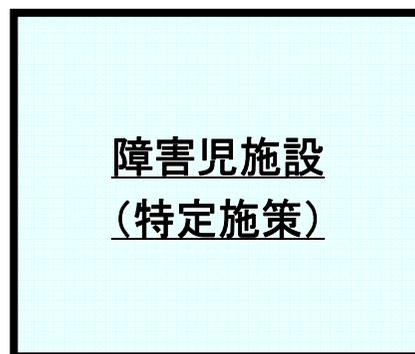
# 障害児の利用するサービスの方向性

- 障害のある子どもが、専門家等の支援を受けながら、原則として一般施策によるサービスを受ける方向を目指す。

(特定施策のみ利用)

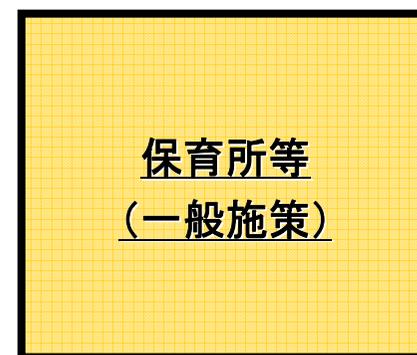


(並行通園)



※専門家等のサポートあり。

(一般施策のみ利用)



※専門家等のサポートあり。

(注) 障害の状況によっては専門の障害児施設で対応することが効果的な場合もあり、すべての場合において一般施策のみで対応することを意図するものではない。

## 就学前児童が利用する通所サービスの比較

	実施主体	運営に要する経費の財源	負担割合
知的障害児通園施設 肢体不自由児通園施設 難聴幼児通園施設	都道府県等	国庫負担金	国 1/2 都道府県等 1/2(※1)
児童デイサービス	市町村	国庫負担金	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
保育所	市町村	国庫負担金(注)	国 1/2 都道府県等 1/4(※2) 市町村 1/4

(注) 保育所について、設置主体が公立のものは、地方交付税で措置されている。

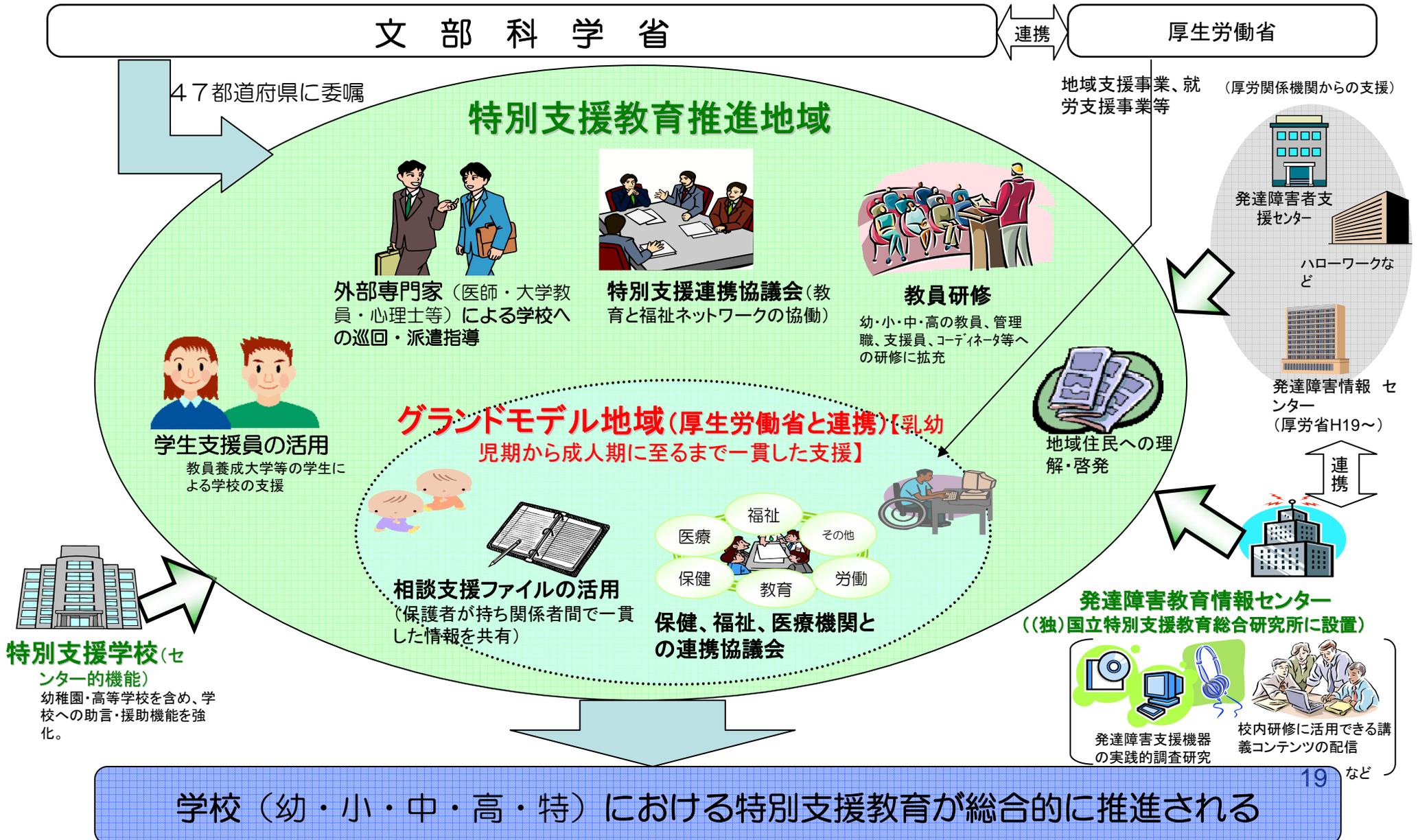
※1 都道府県等:指定都市、児童相談所設置市を含む。

※2 都道府県等:指定都市、中核市の場合は、国1/2、指定都市、中核市、1/2

# 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業（新規）

平成20年度予算額 503,052千円

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、各種教員研修、外部専門家の巡回・派遣、厚生労働省との連携による一貫した支援を行うモデル地域の指定などを実施することにより、学校（幼小中高特）の特別支援教育を総合的に推進する。



学校（幼・小・中・高・特）における特別支援教育が総合的に推進される

# 発達障害早期総合支援モデル事業

(平成19年度予算額  
20年度予算額

50,807千円) 平成  
122,964千円

【課題】 発達障害のある就学前の幼児について、早期からの十分な支援体制を構築する必要がある。  
(発達障害者支援法に国の責務として明記されている。)

## モデル地域 (20地域)

### 早期総合支援モデル地域協議会(仮称)

教育

+

医療

保健

保育

福祉

#### すくすく教室 など

- ・教育相談の実施
- ・教育的な指導の実施



#### 教育相談会・講演会

- ・関係機関による教育相談の実施
- ・保護者に対する情報提供



#### <その他の実践研究例>

○発達障害者支援センターと教育の連携

○5歳児健診実施地域における福祉と教育の連携

○幼稚園・保育所の教職員への理解啓発

委嘱

文部科学省

連携

厚生労働省

全国への情報発信

早期発見  
早期支援の広がり

相談

保護者



幼児

支援

スムーズな移行

小学校、幼稚園等



## 平成19・20年度 早期総合支援モデル地域

府県	平成19年度指定地域 (17地域:35自治体(2府5県26市3町))	府県	平成20年度指定地域 (10地域:14自治体(1府2県8市2町1村))
茨城県	水戸市	秋田県	秋田県(横手市)
栃木県	栃木市、大田原市	群馬県	桐生市、藤岡市、昭和村
群馬県	前橋市	長野県	駒ヶ根市、池田町
山梨県	山梨県(山梨市、笛吹市、甲州市)	大阪府	大阪府(河内長野市、岸和田市)
長野県	長野県(塩尻市)	愛媛県	新居浜市
滋賀県	日野町	福岡県	芦屋町
京都府	福知山市	鹿児島県	鹿児島県(霧島市)
大阪府	大阪府(豊能町、池田市、豊中市、高槻市、八尾市、富田林市、大阪狭山市、泉大津市、泉南市)		
奈良県	奈良市		
鳥取県	鳥取県(倉吉市、大山町)		
島根県	島根県(松江市)		
岡山県	笠岡市		
山口県	山口県(宇部市、萩市)		
徳島県	徳島市		
福岡県	久留米市、前原市		

(注1) 地域に府県名が記入されているところは、府県と括弧内の市町が連携した事業内容となっている。

# 「盲・聾・養護学校における乳幼児期の子どもの支援に関する実態調査」 ～センター的機能の充実に向けて～

(独)国立特別支援教育総合研究所

- ・特別支援学校のセンター的機能において、就学前の乳幼児期の子どもに対する支援の状況についての実態や課題を把握することを目的として実施。

## 実施状況

1. 全国の特別支援学校1002校中の823校（82.1%）から回答を得た。
2. 69%の学校が幼稚部在籍者以外の就学前の子どもへの支援を行っていた。
3. 支援を受けている発達障害のある子どもは4436人。 （H18.9.1現在）

## 支援内容

1. 子ども・保護者への支援  
教育相談、母親教室や保護者学習会等の実施
2. 幼稚園・保育所の指導者への支援  
巡回相談、幼稚園・市町村等からの要請による研修会の講師
3. 地域の関係機関との連携  
専門家チームや巡回相談のメンバーとなっている、親子教室や幼児教室等のスタッフ  
となっている、教育委員会の就学指導委員会の委員となっている等
4. 就学に関する地域の小学校との連携  
就学指導委員会の委員として活動している（回答校のうち63%）  
巡回相談員として活動している（回答校のうち56%）  
→ 公的な委員等としてある程度役割が決められたものは連携が図りやすい。

# 新教育システム開発プログラム

「幼稚園等における発達障害支援教室研究」(岐阜大学)より

## 公立幼稚園における障害児の受入に関する現状

### <全国の市区町村教育委員会や公立幼稚園に対するアンケート調査>

#### 障害の診断のある発達の遅れやかたよりが気になる園児数について

障害の診断がある園児 2.3%

発達の遅れやかたよりが気になる園児 2.9%

障害の診断がある園児について、その5割は自閉症

※ 全国の公立幼稚園のうち、回答のあった619箇所における全幼児数に対する割合(回答率66.1%)

#### 気になる園児への対応について

##### 【診断のある園児の場合】

補助者をつける、園内相談を実施、外部機関からの助言、通園施設・相談機関などに通っている。

##### 【診断がない気になる園児の場合】

園内相談、担任のみで対応

#### ことばの教室等について

小学校の通級指導教室(言語の教室)の2割で幼児を受入れ

※回答のあった1,424市町村における割合(H18.4.1時点)